



一般社団法人 品川青色申告会
〒140-0004
東京都品川区南品川4-2-32
品川税経会館1F
TEL : 03-3474-7564(代)
FAX : 03-3458-2616



最新の会報はホームページから閲覧可
<http://shinaga-aoiro.gr.jp>
最新情報はフェイスブックで公開中。
下記のキーワード検索又はQRコードで！
「品川青色申告会 フェイスブック」



ホームページの
QRコード(黒)

フェイスブックの
QRコード(青)

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。



品川 葵(葵ちゃん)：(一社)品川青色申告会期待のホープ『さらに口が軽くなりました』



先輩：葵ちゃんの教育係。『威圧力がアップしました』



ブルーエイト画面
シンプルさが売りです！



当日は天候にも
恵まれ、代議員
出席率も97%を
越えました(議
決権行使書によ
る出席を含む)

6月13日(木)午後3時30分より品川区立総合区民会館(きゅりあん)において、一般社団法人品川青色申告会・第3回代議員総会が開催されました。提案された議案は、全て可決承認されたことをご報告致します。
なお代議員総会については、2面に当日の様子を掲載しています。また8月頃お渡しする別紙会報「品川青色」にて詳細を掲載予定です。

全ての議案、可決承認へ

第3回代議員総会

会計ソフト【ブルーエイト】をご利用の皆様へ重要なお知らせ

会計ソフトブルーエイトのバージョンアップについて

会計ソフト・ブルーエイトをご利用の皆様方に重要なお知らせがございます。

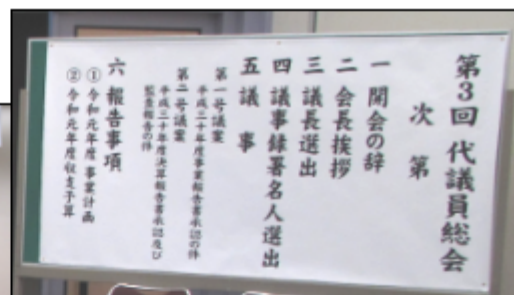
皆様ご承知の通り、本年5月より元号が平成から令和に代わりました。また本年10月より消費税率が10%と8%の2種類に税区分(複税率)される予定です。そこで、会計ソフト【ブルーエイト】に関しても、新元号と複税率に対応した【バージョン⑥】が登場しました。

ブルーエイトをご利用の皆様方には、バージョンアップを無償で行います。お早めに事務局へご連絡下さい。

※消費税改正が行われる9月末迄には、ブルーエイトを【バージョン⑥】へバージョンアップを行って下さい。(対象OS等は2面にてご確認下さい)
※消費税の改正を含めた正しい記帳を行う為にも、来局時に帳簿チェック(帳簿の健康診断)を推奨しています。チェックを受ける方は、事業用通帳等や取引関係書類を併せてお持ち下さい。

品川 空(ソラちゃん)：葵ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。『記帳の基本知識を得ました』

代議員総会当日の様子



議案は全て無事承認されました！



総会終了後に和やかな雰囲気でお懇親会が開催されました。写真は乾杯の様子です。ご多忙の中、代議員総会、消費税クイズ、懇親会にご参加いただいた皆様方、誠にありがとうございました。

3回目となり総会も
3回目の開催です！



総会開催前の様子です。
今回は品川税務署佐藤統括官に
ご協力いただき総会終了後に
消費税クイズを開催！
楽しみながら大変ためになる
クイズでした！(^_^)



品川青色申告会の立看板



★看板設置にご協力を頂ける方は、
お手数ですが、品川青色申告会に
ご連絡下さい。
★TEL 03 (3474) 7564

設置場所提供者募集中！

会計ソフト【ブルーエイトバージョン⑥】に関して

対応OS比較表

	ブルーエイト バージョン⑤ ※複数税率対応不可	ブルーエイト バージョン⑥
XP Vista	【使用継続可】 ※WindowsUpdate が 終了しているため 令和表示が行えず、 平成表示になる。 ※不具合生じた場合 原則対応不可。	インストール ×
Win7 以上	【使用継続可】 ※元号表記に関する 不具合が生じる 可能性あり。 ※修正パッチで対応 できる可能性あり	インストール ○

バージョン⑥の主な変更点

- 1、消費税軽減税率への対応
- 2、コマンド登録方法の変更
- 3、損益計算書の年単位での表示選択を追加
- 4、バックアップファイルのファイル名形式の変更
- 5、新元号への対応

バージョンアップに関して

《 ノートパソコンの場合 》

下記をお持ちの上、事務局にご来局下さい。

【会計ソフトの入ったノートパソコン】

【会計データの入ったUSBメモリ等】

※同時に帳簿の健康診断を推奨しておりますので

【事業用通帳等、取引関係書類】もお持ち下さい。

《 デスクトップパソコンの場合 》

職員が訪問してインストールさせていただきます。

ご希望の日程について事務局へご連絡ください。

なお、訪問の際はバージョンアップのみとさせて頂き、帳簿の健康診断は行っておりません。

お問い合わせは (一社) 品川青色申告会事務局へ
TEL: 03-3474-7564

ノリちゃんと不思議な帳簿

【不思議4・記帳の基本】

帳簿のつくも神《ボキー》の講義はまだ続く！
書類等の整理保存の重要性を学んだ私は、いよいよ記帳方法を教われると思ったのだが…驚いた事に記帳方法は大きく3種類あり、メリット・デメリットを考え、自分で選択する必要があるらしい！そうだなあ、私だったら…… 【次回へ続く!】

前回(5月号)と併せて確認してね！



記帳方法の基本を押さえましょう！

書類等の保存



まずは取引に関する各種証憑(領収書等)の日付や金額に誤りがないか確認だな！



取引発生



個人事業主は、必ず所得税法と呼ばれる税金の法律が適用されるから、所得税法で認められている、青色申告者の帳簿記入(簿記)の方法で記帳を行わないといけないんだぜ！
下の表を見てくれ！



記帳

領収書等を元にして、一定のルールに基づき帳簿を作成(記帳)していきます。



領収書等は無くさないように区分して保存しないとね！
法律により保存期間が決まっているよ！
(最大7年間、一部5年間)
※詳細は会報5月号をご覧ください。



所得税法における『青色申告者』の簿記の種類は、大きく区分すると下記の3種類です。

①簡易簿記 ②複式簿記 ③現金式簡易簿記

	青色申告 特別控除	収入・経費の 認識基準	確定申告の 報告内容	選択条件
簡易簿記	最大 10万円	発生主義	収入、経費	・青色申告者
複式簿記	最大 55~65万円 (2020年より)	発生主義	収入、経費、資産 負債、元入金	・青色申告者 ・事業所得がなく 不動産所得のみの 場合は事業的規模
現金式 簡易簿記	最大 10万円	現金主義	収入、経費	・青色申告者 ・現金主義の届出 ・所得要件

それぞれの方法で、青色申告の特典
※適用には、青色申請が必要です！

【青色申告特別控除の改正】は4面、【事業的規模】は5面をご覧ください。

【発生主義とは】 現預金の支出・支払に限らず、支出および収入の経済的事実が発生した期間に計上する基準です。



それぞれの方法には、メリット・デメリットがあるから、どれが良いとは単純に言えないなあ…
一般的には青色申告特別控除を「10万円控除」と「65万円控除」どちらを目指すかで決める事が多いようだな…
※その方の状況で変わります。
お気軽に事務局へご相談を！

帳簿の作成方法や
記帳方法(簿記の種類)は
どれを選択すれば良いの？



代表的な帳簿の作成方法は、大きく
区分すると下記の3種類があります。

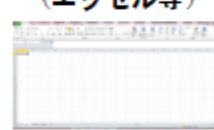
手書き



会計ソフト
(ブルーエイト等)



表計算ソフト
(エクセル等)



そもそも青色申告
特別控除ってなあに？

青色申告者の特典だよ！
記帳方法によって儲けから
最大で六十五万円か、
十万円を控除できるのさ

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

65万円の青色申告特別控除って？ 青色申告特別控除は何に影響するの？

65万円控除の要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) 上記の所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には、複式簿記)により記帳していること。
- (3) 上記(2)の記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注) 不動産所得のみの方は、事業的規模(5面参照)が65万円控除の要件になります。また、現金主義を選択・適用されている方も、65万円控除を受けられません。詳細はお問い合わせ下さい。

所得税、住民税、社会保険料(国民健康保険料など)に影響してきます！

その為、10万円控除と65万円控除の適用の違いは支出する金額に大きく影響を与えます！

～ 例：年齢45歳、課税総所得金額が300万円の場合 ～

⇒所得税、住民税、国民健康保険料等に影響する為…

10万円控除に比較し、少なく見積もっても15万円以上支出が抑えられます！

〔青色申告特別控除(65万円控除)改正にご注意！〕

平成30年度の税制改正により令和2年分以後の所得税について大きな改正がありました。

『働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が10万円引き上げられます。※ただし合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が遞減』

実は、この改正にあわせて『青色申告特別控除65万円

が55万円に引き下げられます！ただし、イータックスで期限内申告を行う等一定の条件を満たす事で65万円の控除が可能となります。』なお青色申告特別控除10万円に関しては特に改正されていません。

やはり65万円控除の改正が大きいですが、当会の無料会員サポート【イータックスによる代理送信】にて申告される方は条件を満たしますのでご安心下さい！

教えてポキー！ どちらの控除を選べば良いの？

65万円控除を目指す方

【手書きで作成】

複式簿記の知識や実務経験がない場合は、正直お勧めしないぞ！それに作業効率や集計の誤りが多いから、経験者にもお勧めできないかな…

【表計算ソフト(エクセル等)を使用する場合】

複式簿記の知識、表計算ソフトの知識がある程度必要だ！会計ソフトに似た無料のエクセルファイルも数多く提供されているけど…それでも正しく帳簿作成が出来るか保証はないから、見極めが必要だな！そして自分に合った設定変更や不具合時の対応も難しいから要注意だぞ！

【会計ソフト(ブルーエイト等)を使用する場合】

帳簿作成用に様々な機能が備わっているから、複式簿記の知識がそれ程なくても無理なく行えるぞ！ただし、購入費用や保守料等のコストはかかるけどな…最近の会計ソフトはインストール型とクラウド型に大別されるから、購入前に検討する事をおすすめするぞ！

10万円控除を目指す方

【手書きで作成】

パソコンがなくても作業ができるので、簡単に始められるぞ！ただし作業時間が掛かりやすく、集計の誤りが起こりやすいんだよな…

【表計算ソフト(エクセル等)を使用する場合】

手書きに比べ集計作業が楽になるな！ただし、基本操作の習得は必須だな。

【会計ソフト(ブルーエイト等)を使用する場合】

会計ソフトを使用する場合、多くの会計ソフトは65万円控除を前提とした仕様になっている！会計ソフトの利用を検討する場合は、65万円控除をおすすめするぞ！

【その他】

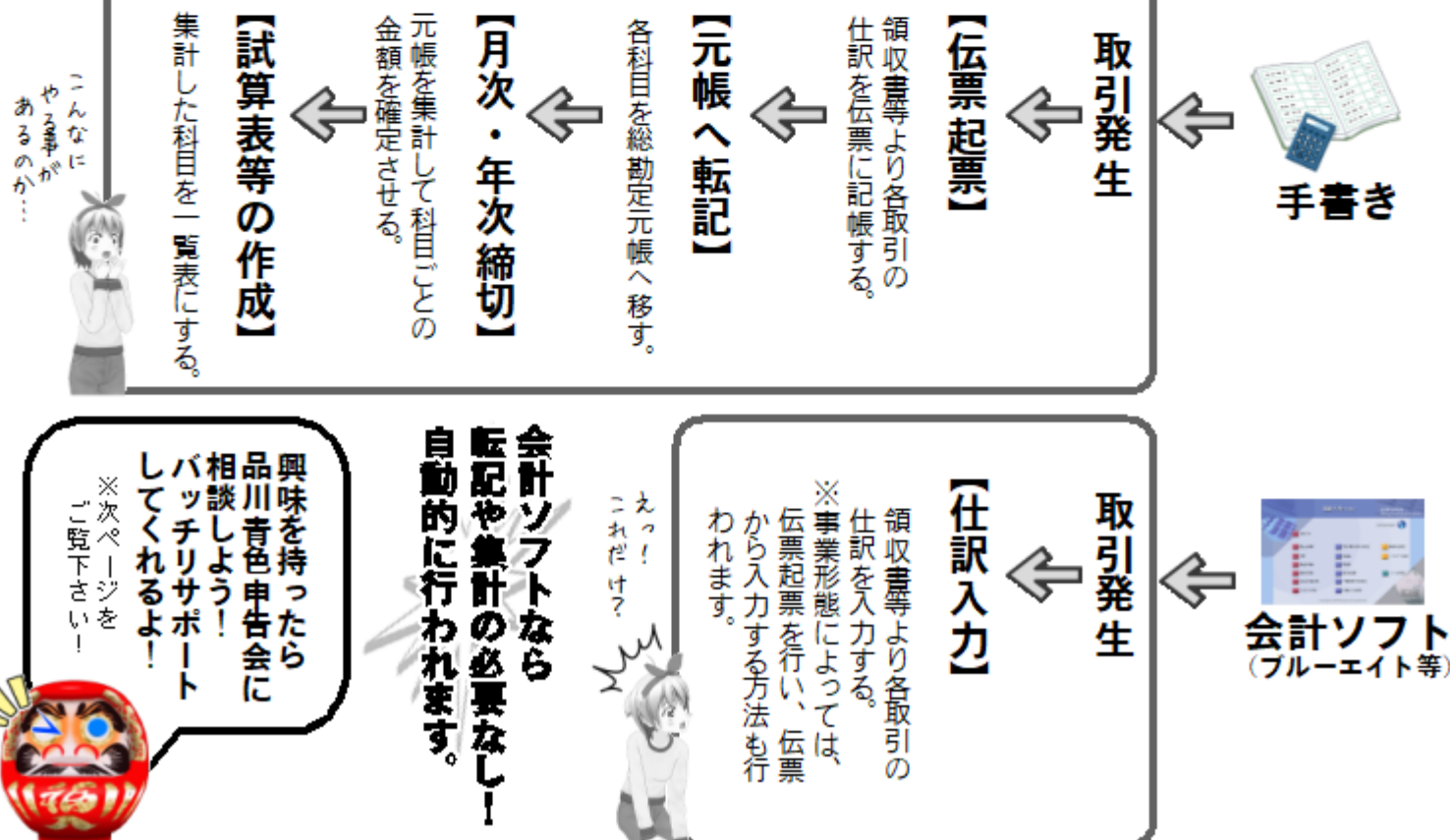
事業的規模に満たない不動産所得のみの場合、現金主義の採用を考えている場合や開業初年度の場合なら、品川青色申告会に相談した方がよさそうだな…

～ 不動産所得 ～

事業的規模における
(形式基準)の例示

- ① アパート等の場合…貸与することが出来る独立した室数がおおむね10以上
 - ② 独立家屋の場合…おおむね5棟以上
- ※上記の形式基準に該当しない場合等は、実質の貸付規模で判定します。

65万円控除を目指す場合の【手書き】と【会計ソフト】比較



65万円控除を目指す方へ

(一社)品川青色申告会では、
青色申告特別控除65万円控除の
適用を受ける為のサポートを
各種行っています！

個別記帳相談会
(帳簿の健康診断)

記帳方法の疑問点を個別でご説明！
会員の方は無料で、何回でもOK。
簡易帳簿の方もお気軽にどうぞ！
※下記日程以外もOKです！

ブルーエイト

シンプルな会計ソフトです！
記帳に必要な機能に絞り、
分かりやすさを追求しました。
(一社)品川青色申告会における
会計ソフト利用率No.1です！
※月額レンタル料700円。

自習室

会議室を開放しております！申告会で記帳しませんか？
分からない事は直ぐに職員へ確認できます！
使用可能日等、ご利用希望の方はお問い合わせ下さい。

会計ソフト教室

会計ソフトを使用すれば、記帳の負担が
大幅に減少！まずは体験しましょう！

《主なカリキュラム》

- ・パソコン会計のメリット・デメリット
- ・手書きによる記帳方法との違い
- ・パソコン会計の種類
- ・パソコン会計ならではの操作
(減価償却資産等の登録)
- ・各帳簿の特徴と日々の入力を楽にする機能

【担当 五十嵐より】

～ パソコン会計の導入をお考えの皆様へ～
「どの程度パソコンが使えるといいの？」
「どの会計ソフトを導入したらいいの？」
「手書きとパソコンで何が違うの？」…など、
皆様の疑問を基礎の基礎からお答え致します！

簿記教室

所得税法を考慮した、より実践的な内容です。
学習経験が無い方、大歓迎！※1日で基礎を学びます。

《主なカリキュラム》

- ・記帳～決算の流れ ・複式簿記のルール
- ・複式簿記による帳簿の書き方
- ・事業のお金と生活費の関係
- ・決算整理について(減価償却、家事按分、棚卸 など)

【担当 穂苅より】

青色申告で65万円の特別控除を目指す方に向けた簿記教室
です。簿記の仕組み、記帳から決算書作成までの流れを
説明しています。
会計ソフトでの記帳を行う場合でも、簿記の仕組みや一連
の流れを知っておく必要があります。
会計ソフト教室と併せて受講してみたい方が多いのでは？

7月・8月の開催予定

	日程	時間	料金	申込み
個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)	7/ 8(月)～12(金) 8/19(月)～23(金)	各日とも 9:30～11:00 13:00～16:00	無 料	予約 不要
簿記教室・基本編 (全1回)★	7/18(木)、22(月) 8/22(木)	各日とも 13:30～16:30	1,000円	品川青色申告会に お申込み下さい。 ※当日は筆記用具、 電卓、受講料を お持ち下さい。
会計ソフト教室 (全1回)★	7/11(木)… 13:30～16:30 8/23(金)… 9:30～12:00		1,000円	

同時にお申込みで
500円引きになる
バックがあります！



青年部の部員は
無料になります！

★上記の会場は、全て (一社) 品川青色申告会となります。



今後さらにパワーアップ予定！?

青年部に入部すると特典がつく！

- 【特典1】複式簿記教室が………受講料1,000円が何回でも無料！
【特典2】会計ソフト教室が………受講料1,000円が何回でも無料！
【特典3】帳簿印刷サービスが…… 5,000円から⇒いつでも1,000円に！

特典1～3は既存の部員も対象となり、何回でも利用が可能です。

- 【特典4】レンタル会計ソフトが…半年間(4,200円)費用が無料！

※2019年分より初めて会計ソフト【ブルーエイト】を使用される新入部員に限りです。

- 【特典5】懇親会費が初回割引になります！

※令和元年度に開催される青年部懇親会(総会を除く)に参加される新入部員に限りです。

※青年部は年会費(部費)が3千円掛かります

今度の消費税改正は
他人事じゃないぞ！

令和元年10月1日

【消費税率引き上げ・軽減税率開始】

□ 軽減税率の対象は把握している？

・軽減税率は全ての事業者に影響する！

【区分記載請求書等保存方式開始】

□ 領収書などの記載が変わる！

・アナタのレジは対応している？

・軽減税率対策補助金の申請期限ご存知？

・領収書等の記載方法をご存知？

・レジ以外の準備は何をすれば良いの？

□ 帳簿の記載が変わる！

・アナタの会計ソフトは対応している？

□ 消費税確定申告の計算方法の特例導入

・軽減税率みなし計算が期間限定導入

令和5年10月1日

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入】

□ 登録を受けた課税事業者以外からの課税仕

入が段階的に制限開始！

・インボイス制度とは？

・不動産賃貸業も他人事じゃない！

・いつから登録出来るかご存知？

支部会のお知らせ

大井・第一支部会

【開催日】 8月19日(月)

【時間】 午後6時

【会場】 南大井文化センター第二講習室

【内容】 前半…税務研修会

後半…支部会

・平成30年度の収支報告

・令和元年度の活動の検討

大井・第三支部会

【開催日】 8月7日(水)

【時間】 午後6時

【会場】 大井第三地域センター第一集会室

【内容】 前半…改正消費税の準備

確定申告誤りやすい事例

後半…支部会

※第三支部支部対象者にはチラシを同封して

おりますのでチラシをご覧ください。

上記以外にも論点あります！
まだ準備は間に合いますよ！
一つでもわからない部分が
あれば今月号同封の黄色い
チラシをご利用下さい！

よろず発信★
リターンズ

34回目

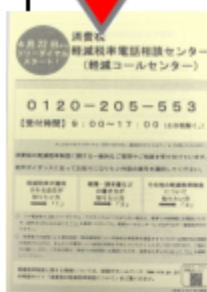


皆さん、こんにちは！総会も無事終了し、事務局もひと段落しております……と、言いたいところですが、行わないといけない業務は山積みで、何から手を付けてよいのやら……私が今一番頭を悩ませているのが、記帳全般のサポート体制についてですが、中でもやはり『改正消費税』について悩んでいます。特に今年は年の途中で税率が改正されますので、消費税の確定申告がとっても大変です。実は前回5%から8%に変更された時よりも確実に大変です！様々な理由はありますが、今ここで書くのは止めておきます。……当初このコラムにて、いかに大変になるかを書いていたのでありますが、収集がつかなくなり気が滅入ったので止めました。……と、言う事で話題を変えます！

今回の会報は今までと少し違うと思いませんか？
……実は文字の大きさを少し大きくしました。会員の方から文字が小さく見づらいとご指摘を頂いたのが切掛けです。会報担当になってから痛感しているのですが、会報を作成していると、どうしても視野が狭くなり客観的な視点で見る事が出来なくなるようです。また仕方ない事ですが、パソコン画面上と印刷した会報とで色の出方が違ってしまい想像より見づらくなる事に頭を悩ませています。印刷を外注すると改善できるのですが、総合的に考えると現状は難しいのです。

そのような状況から、会報が見づらいのではないかと、私は常に疑心暗鬼です。そこで会報だけでなく職員のサポート等も含め様々な意見等を頂戴し、より良い会作りの参考にしたいと考えております。ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせ下さい！【事務局 津留】

消費税 10%	8% → 10%	10%
+ 消費税	+ 税	
外税	内税	消費税
税込み	税抜き	
税別	増税	



経済センサス - 基礎調査

すべての事業所・企業（農林漁業家等を除く）を対象として、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月にかけて経済センサス - 基礎調査を実施します。この調査は、「統計法」に基づき実施される国の統計調査であり、日本の経済活動の変動や動向を明らかにするための大規模かつ重要な調査です。調査員が事業所の外観から活動状態などを判断し、一部の事業所へは調査票を配布いたします。調査結果は各種行政政策の立案などに利用されます。ご理解とご協力をお願いいたします。



問い合わせ／品川区 地域活動課 統計係
TEL 5742-6869



★給与所得の源泉徴収業務

忘れていませんか？

★平成30年分確定申告書類の

受け取りは9月末まで！

※対象かどうかの確認等

ご不明点はお問合せを！

予定納税額の減額申請書

税務署から予定納税の通知があった方で、今年の業況が極端に悪い、年の中途で休業・廃業等の為、納付する所得税が大幅に減少すると見込まれる方等は、所定の手続きにより予定納税額が減額される場合があります。

本年における予定納税額の減額申請は、**7月16日(火)までとなります。**

※この申請書には、マイナンバーの記載が不要です。詳細は品川青色申告会、又は所轄税務署へお尋ね下さい。

【持ち物】

・印鑑

・過年度の決算・申告書

・平成31年1月～6月までの帳簿

※仮決算を組みますので、決算時期同様に各項目の集計が必要です。時間に余裕を持ってご来局下さい！

事務局からお知らせ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属出来ます。最寄りの青色申告会へ異動を希望される方はお申し付け下さい。

※結婚等により氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

※所轄税務署が変更された場合、税金の引き落とし口座を改めて提出する必要があります。

③事務局にて各種届出書作成サポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則として、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

詳細はお問い合わせ下さい。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

※その事実から3ヶ月以内にご連絡頂く事が条件です。詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★4月、6月～12月までの第一土曜日(祝祭日を除く)は通常営業致します

【7月の来局について】

5日、16日

★右記は対応できる職員が少なく長時間お待ち頂く可能性があります。御用がある方は、なるべく他の日にご来局下さい。

4月～12月の受付時間

【会費支払、書類受取り等】

午前… 9:00～12:00

午後… 13:00～17:00

【記帳相談・各種手続き等】

午前… 9:00～11:00

午後… 13:00～16:00